

ご存じですか？

「無料・低額診療制度」

医療が必要であるにもかかわらず、
経済的な理由により
医療費の支払いが困難な人に対し、
減額や免除をおこなう制度です



お金がなくても
まずは相談にいらして下さい

川崎医療生活協同組合の
全ての医療機関・介護施設で
無料・低額診療制度を行っています

川崎協同病院

医事課・患者サポートセンター相談課

〒210-0833 川崎区桜本 2-1-5
TEL：044 (299) 4781

協同ふじさきクリニック

1階 受付窓口

〒210-0804 川崎区藤崎 4-21-2
TEL：044 (270) 5131

京町診療所

〒210-0848 川崎区京町 2-15-6 神和ビル
TEL：044 (333) 9516

大師診療所

〒210-0816 川崎区大師町 6-8
TEL：044 (266) 5744

川崎セツルメント診療所

〒212-0052 幸区古市場 2-67
TEL：044 (544) 1601

坂戸診療所

〒213-0012 高津区坂戸 1-6-18
TEL：044 (822) 2710

久地診療所

〒213-0032 高津区久地 4-19-8
TEL：044 (811) 7771

あさお診療所

〒215-0021 麻生区上麻生 2-1-10
TEL：044 (951) 3940

生協歯科クリニック

〒210-0833 川崎区桜本 2-1-22
TEL：044 (277) 4618

介護老人保健施設 樹の丘

〒213-0032 高津区久地 4-19-1
TEL：044 (820) 0350

制度の利用にあたって

制度の決定と利用は医療機関ごとになります。
別の医療機関にかかる場合は、再度申請が必要となります。



無料・低額診療制度

(社会福祉法第2条による)

のお知らせ

「医療費」で
お困りの方は
ご相談ください



たとえばこんな場合



保険証がない

「短期保険証」「資格証明書」が
発行され困っている

リストラ、失業などで収入がなく
医療費が払えない

病気や障害などで就労が難しく
生活費だけで精一杯
医療費まで用意できない

医療費で困っている知り合いがいる

ぜひご相談ください

世帯収入をお住まいの自治体の
生活保護基準額と比較して
医療費の自己負担額が
全額免除 または一部が免除
されます

利用の流れ

1

受付

受付でお申し出下さい

2

相談

ソーシャルワーカー（相談員）や職員が
お話をうかがいます

3

申請

必要な書類をそろえて
申請していただきます

4

判定

制度が適用されるかどうか
判断します

5

決定

ご本人にお知らせします



適用されれば
医療費の自己負担金が
減額または
免除されます



制度の利用にあたって

- 利用には所定の申請書による手続きが必要です
- 利用できる方は、世帯収入が、減免の基準を満たす方です
申請の際、所得の状況を証明できる書類（源泉徴収票など）が必要です
- 生活が改善されるまでの一時的な措置（約1カ月間）です
必要であれば公的な制度活用などについて提案します
- 対象となる医療費は、申請された医療機関の医療保険の自己負担金と入院食事代です

※ 自費診療分や申請した医療機関以外での治療費などは対象となりません

介護保険施設利用料についても
介護老人保健施設 **樹の丘** で
同様の事業を行っています
樹の丘へ直接お問い合わせ下さい